11　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第百四十五条の二第四項及び第二百二十三条の二第三項の規定は適用しない。

一　令和八年九月一日（輸入された自動車にあっては令和九年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和八年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

12　令和九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十一年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十二年九月一日）までの間、細目告示第百四十五条の二第四項及び第二百二十三条の二第三項の規定は適用しない。

（側方衝突警報装置）

第五十一条の五　（略）

2　次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第百四十五条の五第四項及び第二百二十三条の五第四項の規定は適用しない。

一　令和八年九月一日（輸入された自動車にあっては令和九年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添百二十四「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」１・に規定する対象装置の性能が令和八年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和九年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあっては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二　国土交通大臣が定める自動車

3　令和九年八月三十一日（輸入された自動車にあっては令和十年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和十一年九月一日（輸入された自動車にあっては令和十二年九月一日）までの間、細目告示第百四十五条の五第四項及び第二百二十三条の五第四項の規定は適用しない。

（後写鏡等）

第五十二条　（略）

2～10　（略）

（削る）

（削る）

（新設）

（新設）

（側方衝突警報装置）

第五十一条の五　（略）

（新設）

（後写鏡等）

第五十二条　（略）

2～10　（略）

11　当分の間、細目告示第六十八条第五項第１号の規定中「次に掲げる障害物」とあるのは「別添81「直前直左確認鏡の技術基準」に定めるところにより設置した高さ１m直径30cmの円柱」、同条第六項第１号の規定中「協定規則第166号の規則6. 及び15. から17. まで」とあるのは「別添81「直前直左確認鏡の技術基準」」と読み替えることができる。

12　当分の間、細目告示第百四十六条第八項第１号イ及び第二百二十四条第八項第１号イ中「車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあっては、当該車体外後写鏡側」とあるのは「運転者席側」と読み替えることができる。